

- ・(社福)愛媛県社会福祉事業団は、民間法人による社会福祉施設の設置が少ない時代において、県民の社会福祉施設に対するニーズの増大に応えるため、県立社会福祉施設の適切かつ効率的な受託経営を実施することを目的として、県の全額出資(1,000万円)により昭和47年に設立された。
- ・当法人は、県下の社会福祉施設運営等の先導的役割を担うなど、大きな役割を果たしてきたが、近年、民間社会福祉法人の質・量の充実が進むとともに、15年度からは障害者福祉制度が従来の行政による措置制度から、利用者と事業者との契約による支援費制度へと移行するなど、社会福祉行政が大きく変化し、また、18年度から県の公の施設に指定管理者制度が導入されるなど、経営環境の変動が予想されていたことから、「経営環境を踏まえた見直し」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)、当該法人に対するヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

### (1) 組織体制の見直し

- ・平成17年度までは、県立社会福祉施設の管理運営業務を受託して12施設を受託経営するほか、地域福祉振興基金(37億円)の運用益による民間社会福祉事業への助成事業等を行っていた。  
平成18年度から指定管理者制度が導入され、当法人は県立施設として存続させることが必要な4施設(愛媛母子生活支援センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、視聴覚福祉センター)の指定管理者になるとともに、支援費制度対象の6施設(松前清流園、重信清愛園、身体障害者更生指導所、知的障害者更生訓練校、身体障害者授産所、知的障害者通勤寮)については、県から事業団に移譲され法人独自の施設として設置運営している。なお、残りの2施設(えひめこどもの城、体験型環境学習センター)は他の民間株式会社が指定管理者として管理している。
- ・組織体制については、指定管理者制度の導入や当法人への施設移譲に伴い、事務局及び10施設の11部門体制をとっており、法人の自主的・自立的な運営体制の構築を図るために、職員配置の見直し及び職員数の適正化などの抜本的な見直しを行ったところである。  
当法人設立の趣旨からも、蓄積されたノウハウと経験を活かして、障害者福祉分野に経営資源の選択と集中を進めるという方向性は、望ましいと考えられ、今後とも成果の向上に努めていただきたい。
- ・また、プロパー職員の管理職への登用や再雇用の実施などに取り組むとともに、今後、大きな影響が予測される障害者自立支援法への対応についても、内部ワーキンググループで検討を進めており、今後とも法人としても自主性と積極性の確保に向けた組織体制の見直しを進めていただきたい。
- ・役員は、12名で、福祉団体関係者等が就任しており、18年度から、事業部門の長を理事に加え、より現場の声を反映した経営に取り組んでいる。

### (2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人の主たる業務は、県立社会福祉施設の管理運営業務であり、基本的に必要な経費は県からの委託料により賄われてきたため(支援費等の収入で不足する分は県費継足)、内部留保がほとんどない経営構造となっていた。  
移譲された6施設は、法人の独立採算による運営に移行するが、いずれも老朽化しており、また、今後5年間で障害者自立支援法に基づく新たな施設体系に移行する必要があることから、大規模な改修・改築等が必要になる。法人には、施設の修繕等に要する資金の積み立てがないことから、その資金の捻出が移譲時の検討課題であった。
- ・また、法人設立当時の国通知により、職員の処遇(給与、退職金等)は、法人を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとする事とされていた経緯やマンパワーが中心となる社会福祉事業の性格上、人件費の水準、支出に占める人件費比率が高く、その圧縮が大きな経営課題となっている。
- ・これらの経営課題に対応するため、移譲施設の改修改築等経費については、県から18年度に18億円の助成を受け、「施設整備費等積立金」として積み立てるとともに、県でも16億円の基金を設置し、将来の改修改築経費の助成を行うこととしたところである。
- ・また、人件費の見直しについても、「役職員数及び給与制度の見直し」で後述するとおり、17年度、18年度から様々な取組を始めているところである。
- ・さらに、各施設の委託業務等の一括発注や職員を兼務にすることなどにより、指定管理施設も含め維持管理経費節減を図るとともに、市町との連携を強化し、18年度には、東温市から新規事業を受託するなど新たな事業の受託にも取り組んでおり、今後とも、入所者等に対する福祉サービスを低下させることなく、安定した経営を行えるよう、経営基盤の充実・強化に努めていただきたい。
- ・なお、18年4月からは障害者自立支援法が施行され、当法人の事業経営にも様々な影響が予測される。同法に基づく新サービス体系移行後の施設の利用は、市町が行う障害程度区分認定による障害程度に基づき、利用できるサー

ビスや期間が定められることとなるため、その状況次第で、施設定員や職員配置についても見直しが必要となってくる。また、これまでの収入に応じた「応能負担」からサービスに要する費用の「定率負担」と「実費負担」になることから、利用者の経済的負担が増加した場合には、施設利用への影響も懸念されるところである。

同法が当法人の各施設・事業経営に与える影響を踏まえた経営計画を立てるとともに、法の趣旨を踏まえ、障害者の自立支援に取り組んでいただきたい。

### (3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・今後、収入に見合った人件費の水準としなければ経営が成り立たないことから、特に高コストの要因となっている正職員の給与水準及び比率を引き下げることが課題となっている。
- ・17年度から、まず理事長及び副理事長の役員報酬10%カットを継続して実施し、経費削減に向けた職員の意識改革を図るとともに、17年度末に早期退職制度を導入したことや県立2施設の受託経営から撤退したことに伴う人員整理等により、プロパー正職員数は17年度123名から18年度90名に減少している。
- ・また、各種手当の廃止(H17～)、管理職手当(施設長、課長・次長)の新設による超過勤務の廃止(H18～)、基本給の5%カット(H18～)、県職員に準拠して差額を加算していた退職金を退職金共済制度に基づく支給のみに引き下げる(H18～)など、人件費の圧縮に取り組んでいるところである。
- ・今後も引き続き、利用者の処遇水準に留意しつつ、他県の社会福祉事業団や県内の他の民間社会福祉法人が経営する同種施設の職員数・人件費率などを参考に適正な職員数等の見直しに努めていただきたい。
- ・一次評価にある正規職員の退職に伴う非正規化に当たっては、能力や経験のある臨時職員の採用や、職員配置の工夫などに努めるとともに、給与制度については、職員のモチベーションを確保できるよう、職員の意欲・能力・業績等を反映できるような見直しを検討していただきたい。
- ・役員数は、12名で、理事長、副理事長以外は非常勤で無給。

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

### (1) 財政的関与の見直し

- ・指定管理委託料及び各種事業委託料については、県の厳しい財政状況や当法人の経費節減、収入増の努力を反映して削減傾向にある。
- ・移譲施設については、「経営基盤の充実・強化」でも述べたとおり、設立以来の経緯を勘案するとともに、また、施設利用者の処遇水準の維持にも直結する問題として、老朽化した施設への対応に、県の支援が必要であることは認められるが、県に設置をした社会福祉施設整備基金による助成に当たっては、法人の自立経営、他の社会福祉法人との公平性の観点に十分留意していただきたい。

### (2) 人的関与の見直し

- ・17年度まで県職員4名(こどもの城3名、重信清愛園1名)を派遣していたが、指定管理者への移行及び施設の移譲に伴い、全て引き揚げており、今後も派遣は行わない予定である。
- ・また、県立社会福祉施設の受託経営を目的に設立された法人であり、県と密接な連携の下に施設経営等を行っていくため、役員には、理事長、副理事長に県職員OBが、理事に保健福祉部長が就任しているほか、職員については、各施設の長などに県職員OBが雇用されている。職員に雇用されている県職員OBは、16年度14名から17年度8名、18年度7名に削減しているが、福祉分野の経験者等が採用されており、有為な人材の活用という観点からも、継続することは認められる。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・財団ホームページ上で、事業計画・報告書、収支予算書、資金収支一覧表、貸借対照表、財産目録、寄附行為、役員名簿等を公表するとともに、14年4月から情報公開制度を導入しており、取組みは順調である。

## 4 総合的評価

### 【法人】

- ・支援費6施設の移譲及び指定管理者制度への移行を踏まえ、自立した施設運営を行うため、人件費の見直し、施設の一体的管理、収入増に向けた新規事業の受託などに積極的に取り組んでおり、今後とも、障害者自立支援法にも的確に対応し、入所者等に対する福祉サービスを低下させることなく、安定した経営を行えるよう、経営基盤の充実・強化に努めること。

### 【所管課】

- ・移譲施設の修繕・改築経費等、当法人が入所者等に不安を与えることなく、継続して安定した経営を行うため、必要最小限の財政支援を行っているが、今後とも障害者自立支援法の施行など環境の変化に対応し、必要な助言・支援を適切に行うこと。